

山形県産業科学館運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 山形県産業科学館（以下「産業科学館」という。）の円滑な事業展開を図り、本県産業及び科学技術に関する資料の展示紹介と県内事業者が保有する技術等の紹介を通じて、産業科学館の利用の促進と本県産業の発展に資することを目的として、山形県産業科学館運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、相互の情報交換、検討を行い、産業科学館及び県に対して意見を進言する。

- (1) 産業科学館の利用促進に関する事項
- (2) 産業科学館の管理運営に関する事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、山形県知事が委嘱する。

- (1) 関係団体
- (2) 産業界
- (3) 教育関係機関
- (4) 学識経験者
- (5) 指定管理者として指定された者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、山形県産業科学館館長をもって充て、副会長は、会長が委員の中から指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、前項の会議の議長となる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、山形県商工労働観光部工業戦略技術振興課に置く。

2 事務局に、事務局長及び書記を置く。

(連絡会議の設置)

第8条 産業科学館各展示コーナーの専門的かつ具体的な事項について、相互の情報交換、検討を行うため、協議会に次に掲げる連絡会議を置く。

(1) 展示企業等連絡会議

(2) 発明工房連絡会議

2 連絡会議は、別紙に掲げる会議員をもって構成する。

3 連絡会議は、必要に応じて指定管理者として指定された者が招集する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年11月22日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

2 改正前の山形県産業科学館運営協議会設置要綱第2条の規定により平成15年度において実施された事業に係る事業実績及び決算の承認については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

山形県産業科学館運営協議会の組織及び役割

山形県産業科学館運営協議会		
<p>《委 員》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係団体の代表 ○産業界の代表 ○教育関係機関の代表 ○学識経験者 ○指定管理者として指定された者 <p>《協議事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業科学館の利用の促進について ○産業科学館の管理運営について <p>《事務局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山形県商工労働観光部工業戦略技術振興課 		
	展示企業等連絡会議	発明工房連絡会議
会 議 員	<ul style="list-style-type: none"> ○展示企業等担当者 ○指定管理者として指定された者 ○産業科学館 ○山形県 ○その他必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ○発明工房利用団体担当者 ○発明工房利用教育機関担当者 ○指定管理者として指定された者 ○産業科学館 ○山形県 ○その他必要と認める者
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○企業展示等の連絡調整 ○産業科学館における各種事業への参加に係る連絡調整 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○発明工房で開催される事業に係る年間計画の調整 ○指定管理者自主企画事業の開催に係る連絡調整 ○発明工房の利用促進のための利用者との意見交換 等
座 長	産業科学館館長	産業科学館館長
事 務 局	指定管理者として指定された者	指定管理者として指定された者